

令和6年 鱒ヶ沢町農業委員会 第8回定例総会会議録

令和6年8月9日（金）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 12名

1番	木村 賢一	10番	木村 暢子
4番	木村 優仁	11番	工藤 修二
5番	今 仁司	12番	工藤 文信
6番	神 秀穂	13番	對馬 孝
7番	神 文人	14番	工藤 清
8番	三上 三樹		
9番	佐藤 松子		

2番 長谷川 貴輝 3番 大谷 大輝

事務局	1. 開会 ただ今より令和6年第8回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯨ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中12名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議場	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議長	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2

項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を1番の木村賢一委員、8番の三上三樹委員にお願いします。
書記については事務局職員にお願いします。

事務局

4. 諸般の報告

諸般の報告を事務局お願いします。

報告第1号

令和6年7月3日

令和6年度第1回西・つ地区農業委員会連絡協議会役員会

場 所：つがる市役所3階会議室

出席者：工藤会長、木村職務代理、事務局（工藤）

報告第2号

令和6年7月11日

令和6年度第1回西北地域農地中間管理事業推進連絡協議会

場 所：五所川原合同庁舎1階 B・C会議室

出席者：事務局（工藤）

報告第3号

令和6年7月16日

農地移動適正化あっせん委員会

場 所：鱒ヶ沢町役場1階会議室2

出席者：木村職務代理、茶谷推進委員、事務局（工藤、齋藤）

報告第4号

令和6年7月24日

農地法第3条及び5条の許可申請に係る事前調査会

場 所：大字舞戸町字久富地内、大字舞戸町字鳴戸地内
大字建石町字成沢地内

出席者：木村（優）委員、神（秀）委員、川田推進委員
事務局（工藤、齋藤）

議長

5. 議案の上程

議案の上程を致します。

議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第25号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の許可に係る意見について

議案第26号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について

議長	<p>議案第27号 令和6年度鱒ヶ沢町農地利用状況調査員設置要綱（案）について</p> <p>以上4議案を上程致します。</p>
事務局	<p>6. 議案の審議</p> <p>議案第24号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは議案第24号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。 番号29番から31番の詳細について説明します。</p> <p>番号29番 農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字成沢46番 地目 登記、現況ともに畑 面積 4,872㎡ 外1筆で 合計面積は19,337㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 あっせんによる売買です。</p> <p>番号30番 農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字成沢79番1 地目 登記 畑、現況 樹園地 面積 4,143㎡ 外登記、現況ともに畑2筆で 合計面積は4,739㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 あっせんによる売買です。</p> <p>番号31番 農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字久富11番1 地目 登記、現況ともに田 面積 4,143㎡ 外2筆で 合計面積は228㎡ 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 知人間の売買です。</p> <p>これらのことについて、資料4頁をご覧ください。 法第3条第2項の第1号から第6号までのうち、第2項第6号をご覧ください。</p> <p>番号29番については、当該申請地はりんご等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。</p> <p>番号30番については、りんご等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。</p> <p>番号31番については、野菜等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。</p> <p>なお、7月24日に木村優仁委員、神秀穂委員、川田春實推進委員、事務局が現地調査を行い、周辺の利用状況を確認し、その結果、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p>

事務局

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上です。

議長

それでは議案第24号について審議に入ります。
議案第24号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第24号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第24号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第25号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第25号の説明に入ります。5ページをお開き下さい。
農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてであります。これは法第5条第1項及び同条第3項の規定により許可申請のあった農地転用に係る所有権移転の許可については、農業委員会の意見を付して県知事に送付する必要があることから上程するものであります。

番号2番の詳細について説明します。

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 126 番 1

地 目 登記、現況ともに畑

面 積 1,212 m²

外1筆で合計面積は1,298 m²です。

申請人につきましては記載のとおりです。

転用理由はコンビニエンスストア建設であります。

申請地について、別紙の地図をご覧ください。

申請地は市街地化の傾向が著しい区域内にあり、300m以内の場所に、津軽自動車道鱒ヶ沢IC及び、町役場があることから、農地の区分は第3種農地と判断される。許可相当と認められます。

次に番号3番の詳細について説明します。

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 125 番 1

地 目 登記、現況ともに畑

面 積 366 m²です。

申請人につきましては記載のとおりです。

転用理由は2番と同様のコンビニエンスストア建設でありますので省略します。

なお、事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略いたします。

以上です。

議長

ただいま事務局から議案第25号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった神秀穂委員より調査結果をお願いします。

茶谷推進委員

それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。
議案第25号30番をご覧ください。
譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。
譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。
譲渡人所有の建石町字成沢79番地1、登記簿地目畑、現況樹園地、面積が4,143㎡、ほか1筆で、合計面積が4,739㎡の移動に関して、令和6年7月16日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。
会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の木村賢一委員の2名です。
本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を総額23万6千9百50円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。
なお、10アールあたりでは、5万円となります。
以上報告を終わります。

それでは、もう1件の農地移動適正化あっせんの成立結果についてご報告します。

議案第25号31番をご覧ください。
譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。
譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。
譲渡人所有の建石町字成沢46番、登記簿地目畑、現況樹園地で、その面積が4,872㎡、ほか田が1筆、合計面積が19,337㎡の移動に関して、令和6年7月16日午前10時30分から、あっせん委員会を開催いたしました。
会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の木村賢一委員の2名です。
本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を230万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。
なお、10アールあたりでは、約11万9千円となります。
以上です。

議長

それでは議案第25号について審議に入ります。
議案第25号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第25号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第25号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、原案どおり承認することに決定しました。

議長

続きまして議案第26号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、8頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数 0件

地目別面積	田	0 m ²
	畑	0 m ²
	樹園地	0 m ²
	計	0 m ²

2. 利用権設定

再設定	0件	0 m ²
新規	2件	2, 856 m ²
計	2件	2, 856 m ²

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m ²
3年から5年契約	3筆	2, 856 m ²
6年から9年契約	0筆	0 m ²
10年以上の契約	0筆	0 m ²
計	3筆	2, 856 m ²

貸手・借手内訳

貸手農家	2名
借手農家	1名

地目別面積

田	0 m ²
畑	2, 856 m ²
樹園地	0 m ²
計	2, 856 m ²

3. 総地目別面積

田	0 m ²
畑	2, 856 m ²
樹園地	0 m ²
計	2, 856 m ²

4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
受け手農家	0名

地目別面積

田	0 m ²
畑	0 m ²

事務局

樹園地 0 m²
計 0 m²

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号120

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸364番1

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 883 m²

外1筆で合計面積は1,709 m²です。

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 5年

賃借料 全部で8,000円で契約しております。

番号121

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸359番2

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 1,147 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期間 5年

賃借料 全部で8,000円で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第26号について審議に入ります。

議案第26号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第26号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第26号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

つづきまして議案第27号、令和6年度鱒ヶ沢町農地利用状況調査員設置要綱(案)について事務局に説明を求めます。

事務局	<p>議案第27号 令和6年度鱒ヶ沢町農地利用状況調査員設置要綱(案)について説明いたします。10頁をご覧ください。</p> <p>昨年度も策定したもので、目的として、優良農地の確保と有効利用に向けた遊休農地の発生防止と解消、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進を図る観点から、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の実施にあたり、委員会に鱒ヶ沢町農地利用状況調査員を置くものであります。</p> <p>内容は昨年同様に最適会員11名が担当します。</p> <p>次に日程ですが、別紙1のと通りの期間で実施予定となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは議案第27号について審議に入ります。</p> <p>議案第27号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第27号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第27号令和6年度鱒ヶ沢町農地利用状況調査員設置要綱(案)について、原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして令和6年第8回定例総会を閉会いたします。</p> <p>その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>
	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の総会は9月11日(水)午前10時に開催予定。 <p>その他、特になければこれで全日程を終了いたします。</p>
	<p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 木 村 賢 一</p> <p style="text-align: right;">〃 三 上 三 樹</p>